

参考資料

1 設置要綱

恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市における住宅施策のうち、恵庭市営住宅等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）策定のため、恵庭市営住宅等長寿命化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、長寿命化計画を策定する。

(1) 計画策定の目的

- 基本理念、基本目標
- 将来フレーム
- 公営住宅施策の基本理念、基本目標

(2) 公営住宅施策の課題

- 長寿命化に関する基本方針
- 公営住宅の将来目標量の設置
- 長寿命化を図るべき公営住宅の設定

(3) 公営住宅施策の展開

- 活用手法の判定方法
- 団地別住棟別活用方針
- 公営住宅事業年次プログラム
- 再生団地の基本方針

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる職員で組織する。

2 委員会には委員長を置き、建設部長をもってあてる。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員会及び作業部会に職員以外の者を任命することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会議を主宰する。

(作業部会)

第5条 委員長は、別表2に掲げる職員で組織する作業部会を設置し、庁内調整にあたらせる。

(会議)

第6条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員長が招集し、必要があると認めるときは、それぞれ職員以外の者を出席させることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、長寿命化計画の策定をもって終了する。

(事務局)

第8条 この委員会の事務局は、建設部住宅課に置く。

附 則

この要綱は、平成22年10月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から実施する。

別表1（第3条関係）

（1）市役所

役 職	職 名	
委 員	総務部	財政課主幹
	企画振興部	企画・広報課長
		まちづくり推進課長
		まちづくり推進課主幹
	生活環境部	生活安全課長
	保健福祉部	介護福祉課長
		障がい福祉課長
	建設部	土木課長
		建築課長
		建築相談課長
	水道部	水道課長
		下水道課長

（2）関係機関

役 職	職 名
委 員	恵庭市営住宅運営委員会 副委員長
協力委員	石狩振興局産業振興部建設指導課 主幹

別表2（第5条関係）

（1）市役所

役 職	職 名	
部 員	総務部	財政課 管財担当主幹
		財政課 財政担当主査
	企画振興部	企画・広報課 総合戦略担当主査
		まちづくり推進課 都市政策担当主査
	生活環境部	生活安全課 生活安全担当主査
	保健福祉部	介護福祉課 指導担当主査
		障がい福祉課 計画推進担当主査
	子ども未来部	水道課 計画担当主査
	建設部	下水道課 計画担当主査
		土木課 計画調整担当主査
		建築課 建築担当主査
		建築相談課 建築指導担当主査

（2）関係機関

役 職	職 名	
オブザーバー	石狩振興局産業振興部	建設指導課係長
		建設指導課主査

2 策定経緯

年 月 日	内 容
平成 28 年 6 月 22 日 ~7 月 6 日	「恵庭市営住宅に関するアンケート調査」 実施
平成 28 年 8 月 18 日	第 1 回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会 開催
平成 28 年 9 月 2 日	第 1 回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画作業部会 開催
平成 28 年 12 月 16 日	第 2 回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画作業部会 開催
平成 28 年 12 月 22 日	第 2 回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会 開催
平成 29 年 2 月 17 日	第 3 回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画作業部会 開催
平成 29 年 2 月 22 日	第 3 回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会 開催